

令和5年度 宮津市立宮津小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。宮津小学校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府・宮津市・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、宮津小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策推進委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止対策推進委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等（まなび・生活アドバイザー、スクールカウンセラー、学校評議委員）を加える。構成員：校長、教頭、人権主任、生徒指導主任、養護教諭
- 3 「いじめ防止対策推進委員会」は毎月開催する。なお、緊急に必要がある時はこの限りではない。
- 4 「いじめ防止対策推進委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象に、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が学校運営協議会委員・PTA等と連携して継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ・少人数授業の推進
- ・言語活動の充実
- ・学校評価の活用（8月、1月）
- ・ベル着、ベル準の徹底
- ・教室環境の整備

(2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進

- ・行事における学級集団づくりの推進
- ・異年齢活動、小中一貫、保幼小連携の推進

(3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・道徳教育・人権教育の推進
- ・体験活動・読書活動の推進
- ・規範意識、コミュニケーション能力の向上

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- ・各学年、年3回実施（6月、11月、2月）

(5) いじめの防止等について、児童の主体的な活動の推進

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・校内研修の実施

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策推進委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ防止対策推進委員会」で共有された情報については、職員会議等で情報を共有する。

(2) 学期毎に全児童を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査を実施

- ・質問紙調査：6月、11月、2月
- ・聞き取り調査：6月、11月、2月

(3) 相談体制の整備と周知

- ・教育相談部週間を実施する。（6月、11月）
- ・スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーと情報を共有する。
- ・校内相談窓口（教頭）を設置し、児童及び保護者に周知する。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込みず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策推進委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策推進委員会」及び「生徒指導部会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行い、適切に記録する。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、宮津市教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体、又は、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

- 3 インターネットやスマートフォン等を利用したいじめへの対応
- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
 - (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
 - (3) フィルタリングの普及促進や情報モラル教育を推進する。

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに宮津市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)及び京都府・宮津市におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を宮津市教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第6 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - (1) 学校運営協議会及び宮津小学校 P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ・研修会の実施
 - (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
こころのまど、こころの広場、警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。